

6月補正「肥料価格高騰緊急対策事業」における 「国事業」と「県事業」の一体的活用について

去る令和4年7月29日、国において、「肥料価格高騰対策事業」が閣議決定されたことを受け、本県の生産者の一層の負担軽減を図るため、6月補正で創設した県事業「肥料価格高騰緊急対策事業」については、次のとおり、国事業と一体的な活用を行います。

1. 現行の「県事業」と「国事業」について

- 6月補正による「県事業」の内容は、肥料価格高騰により影響を受ける農業者の事業継続と、化学肥料の使用量低減による持続可能な営農を図るため、化学肥料の使用量を「1割低減」に取り組む「販売農家」に対し、肥料費増加分の「1/2」を助成としていたところ。
- 一方、この度の「国事業」は、支援額が肥料費増加分の「7/10」と手厚いため、一層の生産者負担軽減を図るためには、国事業の利用促進が効果的。

2. 「国事業」と「県事業」の一体的活用について

「肥料価格高騰緊急対策」、「米価低迷対策」、「みどりの食料システム戦略（GX）」の同時一体的な推進に向け、次により実施。

- 「国事業」を積極的に利用していただくため、「国事業」の自己負担分（3/10）に対し、県費を1/2助成し、生産者負担を1/2に軽減することにより、結果、「生産者負担は15%」になります。
- 既に創設している「県事業」については、「GXスタート」を後押しするため、化学肥料低減メニューの中から「1項目以上」の実施を条件に、高騰分に対し、県費を1/2助成し、生産者負担を1/2に軽減することにより、結果、「生産者負担は50%」になります。

＜ 現 状 ＞

国 事 業	要 件	化学肥料の2割低減
	対 象 者 対 象 期 間	販売実績のある農業者 R4年6月～R5年5月分
県 事 業	要 件	化学肥料の1割低減
	対 象 者 対 象 期 間	販売農家 R4年7月～R5年6月分

＜ 一体的活用 ＞

国 + 県 事 業	農家負担を15%に軽減	
	要 件 対 象 者 対 象 期 間	取組メニュー2項目以上 販売実績のある農業者 R4年6月～R5年5月分
県 事 業	農家のGX着手を支援	
	要 件 対 象 者 対 象 期 間	取組メニュー1項目以上 販売実績のある農業者 R4年6月～R5年5月分

※詳しくは別紙（イメージ図）をご覧ください。